

国保の資格と届け出

国保は、職場の健康保険などとは違い、資格ができたり、なくなったりするたびに、各自が届け出をしなければなりません。いつ資格ができたり、なくなったりするのか、どんなときに届け出が必要か、知っておきましょう。

資格ができる日・なくなる日

国保の資格ができる日、国保の資格がなくなる日は次のとおりです。資格ができたり、なくなったりしたら、忘れずに14日以内に市区町村担当窓口へ届け出をしましょう。

● 資格ができる(加入する)日

- ① 職場の健康保険などの資格がなくなった日(退職した日の翌日)
- ② 他の市区町村から転入した日
- ③ 生活保護をうけなくなった日
- ④ 出生した日

● 資格がなくなる(脱退する)日

- ① 職場の健康保険などに加入した日の翌日
- ② 他の市区町村へ転出した日の翌日
※転出・転入が同じ日の場合はその日
- ③ 生活保護をうけはじめた日
- ④ 死亡した日の翌日

届け出は14日以内に

次のようなときには届け出が必要です。必要なものを確認し、14日以内に届け出をしましょう。

● 国保に加入するとき

- | | |
|-----------------|----------------|
| 他の市区町村から転入したとき | 転出証明書、印かん |
| 他の健康保険などを脱退したとき | 健保の離脱証明書、印かん |
| 生活保護をうけなくなったとき | 保護廃止決定通知書、印かん |
| 子どもが生まれたとき | 母子健康手帳、保険証、印かん |
| 外国籍の人が加入するとき | 外国人登録証明書 |

● 国保を脱退するとき

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 他の市区町村へ転出するとき | 転出証明書、印かん |
| 他の健康保険などに加入したとき | 国保と健保の保険証、印かん |
| 生活保護をうけはじめたとき | 保護開始決定通知書、保険証、印かん |
| 死亡したとき | 死亡を証明するもの、保険証、印かん |
| 外国籍の人が脱退するとき | 外国人登録証明書、保険証 |

● その他、こんなとき

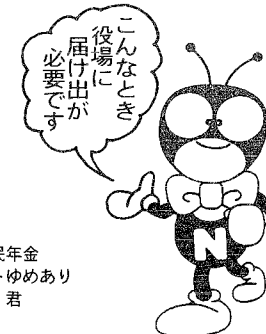
- 退職者医療制度に該当したとき
- 退職者医療制度に該当しなくなったとき
- 住所・世帯主・氏名などが変わったとき
- 保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき
- 修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき
- 長期出張などで別個の保険証が必要とき

● 国保に加入するとき

- | |
|-------------------|
| 年金証書、保険証、印かん |
| 保険証、印かん |
| 身分を証明するもの、保険証、印かん |
| 在学証明書、保険証、印かん |
| 保険証、印かん |






ゆめあり通信



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり)君

春は異動の季節です 確実な届出はあなたの老後を守ります

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。職業などにより3つの種別に分けられ、本人や配偶者の就職・転職・退職などにより種別が変わります。種別が変わった場合は、そのつど、役場に届出をしなければなりません。あなたの大切な年金です。忙しくても届出は忘れずに！

| | | |
|---|---|--|
| 第1号被保険者  <ul style="list-style-type: none"> ● 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農林漁業者・自営業者・学生など及びその配偶者 ● 国民年金の保険料は個人で納めます。経済的に納めることが困難な人のために保険料免除制度があります。 | 第2号被保険者  <ul style="list-style-type: none"> ● 厚生年金・共済組合に加入している会社員、公務員など ● 国民年金の保険料は加入している制度がまとめて負担するので、個人で納める必要はありません。 | 第3号被保険者  <ul style="list-style-type: none"> ● 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 ● 国民年金の保険料は配偶者(第2号被保険者)の加入している制度がまとめて負担するので、個人で納める必要はありません。 |
|---|---|--|

- 20歳になったとき**
第1号被保険者
学生や無職の人なども20歳から加入し、保険料を納めます。厚生年金や共済組合に加入しているときは届出の必要はありません。
- 届出に必要なもの**
印鑑、20歳前に第2号被保険者になったことのある人は年金手帳
- 就職したとき**
就職し、厚生年金や共済組合の加入者となったとき。
第1・第3号被保険者↓
第2号被保険者
- 届出に必要なもの**
印鑑、年金手帳、健康保険証など
- 退職したとき**
退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき。
第2号被保険者↓
第1号被保険者
- 届出に必要なもの**
印鑑、年金手帳など
- 配偶者(第2号被保険者)が退職したとき**
配偶者が退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき。
第3号被保険者↓
第1号被保険者
- 届出に必要なもの**
印鑑、年金手帳など
- 配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき**
一定額以上の収入を得るようになり配偶者に扶養されなくなったときや、離婚したとき。
第3号被保険者↓
第1号被保険者
- 届出に必要なもの**
印鑑、本人と配偶者の年金手帳、健康保険証など
- 結婚、本人の退職、配偶者の就職などにより、配偶者に扶養されるようになったとき**
第1・第2号被保険者↓
第3号被保険者
- 届出に必要なもの**
印鑑、本人と配偶者の年金手帳、健康保険証など

保険料の納め忘れはありませんか？
平成12年度分の保険料は、平成13年4月末日を過ぎると、役場から発行されたお手持ちの納付書では納めることができなくなります。納め忘れの保険料は、早めに納めましょう。

前納制度を利用しましょう
保険料を前納すると、年4% (複利現価法) の割引が受けられます。現在の預貯金金利を考えますと、大変お得な制度と言えます。前納を希望する人は、役場住民課へご連絡ください。(☎38-3111 内線138)